

お客様各位



株式会社アイティエヌジャパン

〒639-1123

奈良県大和郡山市筒井町 728-1 三陽ビル 2F

TEL 0743-59-0569 FAX 0743-59-0432

### みらいエコ住宅 2026 事業用製品型番取得のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社の羊毛断熱材「ウールブレス」に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

下記の通り、ウールブレスはみらいエコ住宅 2026 事業用製品型番を取得いたしました。今後ともお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

#### 1. みらいエコ住宅 2026 事業 ウールブレス製品型番

| メーカー名         | 製品型番         | 断熱材種別<br>ランク<br>(A-1~F) | 製品名                 | サイズ(mm)<br>厚さ×幅×長さ | 梱包 | 1梱包当たりの<br>体積(m <sup>3</sup> ) |
|---------------|--------------|-------------------------|---------------------|--------------------|----|--------------------------------|
| (株)アイティエヌジャパン | 11TJV120R    | C                       | ウールブレスV-120ロール      | 120×435×10,500     | 1  | <b>1.096</b>                   |
| (株)アイティエヌジャパン | 11TJV100R    | C                       | ウールブレスV-100ロール      | 100×435×10,500     | 1  | <b>0.913</b>                   |
| (株)アイティエヌジャパン | 11TJV100R270 | C                       | ウールブレスV-100Fロール-270 | 100×270×10,500     | 1  | <b>0.850</b>                   |
| (株)アイティエヌジャパン | 11TJV100R470 | C                       | ウールブレスV-100ロール-470  | 100×470×10,500     | 1  | <b>0.987</b>                   |
| (株)アイティエヌジャパン | 11TJV100R900 | C                       | ウールブレスV-100ロール-900  | 100×900×10,500     | 1  | <b>0.945</b>                   |
| (株)アイティエヌジャパン | 11TJV60R     | C                       | ウールブレスV-60ロール       | 60×435×15,000      | 1  | <b>0.783</b>                   |
| (株)アイティエヌジャパン | 11TJV60FR    | C                       | ウールブレスV-60Fロール      | 60×270×15,000      | 1  | <b>0.729</b>                   |
| (株)アイティエヌジャパン | 11TJR110     | B                       | ウールブレスR-110         | 100×435×10,500     | 1  | <b>0.913</b>                   |
| (株)アイティエヌジャパン | 11TJR110470  | B                       | ウールブレスR-110-470     | 100×470×10,500     | 1  | <b>0.987</b>                   |
| (株)アイティエヌジャパン | 11TJN100     | C                       | ウールブレスN-100         | 100×435×10,500     | 1  | <b>0.913</b>                   |

## 2. 戸建住宅の新築

### 補助額

| 対象住宅                   |      |       | GX志向型住宅 | 長期優良住宅         | ZEH水準住宅 |
|------------------------|------|-------|---------|----------------|---------|
| 対象世帯                   |      |       | すべての世帯  | 子育て世帯または若者夫婦世帯 |         |
| 補助額                    | 地域区分 | 1～4地域 | 125万円/戸 | 80万円/戸         | 40万円/戸  |
|                        |      | 5～8地域 | 110万円/戸 | 75万円/戸         | 35万円/戸  |
| 建替前住宅等の除却を行う場合の補助額の加算額 |      |       | なし      | 20万円/戸         |         |

### 対象住宅の要件

| 対象住宅の要件          |              | GX志向型住宅                 | 長期優良住宅 | ZEH水準住宅 |
|------------------|--------------|-------------------------|--------|---------|
| 断熱等性能等級          |              | 等級6以上                   | 等級5以上  | 等級5以上   |
| 一次エネルギー消費量等級     |              | 等級8                     | 等級6以上  | 等級6以上   |
| 一次エネルギー消費量の削減率   | 再生可能エネルギーを除く | 35%以上                   | -      | 20%以上   |
|                  | 再生可能エネルギーを含む | 地域別に設定 <sup>※1</sup>    | -      | -       |
| 高度エネルギーマネジメントの導入 |              | HEMS <sup>※2</sup> の設置等 | -      | -       |

※1 戸建住宅の削減率は下記のとおりとする。

都市部狭小地等又は多雪地域：要件なし

寒冷地又は低日射地域：75%以上

上記以外の地域：100%以上

※2 「ECHONET Lite AIF仕様」に対応する「コントローラ」として、一般社団法人エコネットコンソーシアムのホームページに掲載されている製品を設置すること。

## 3. 既存住宅のリフォーム

### 補助上限額

| 対象となる住宅の新築時期 | 実施する要件化工事の基準  |  |
|--------------|---|--|
|              | 義務基準 <sup>※1</sup> に相当する工事<br>(①開口部の断熱改修+②躯体の断熱改修+<br>③特定エコ住宅設備の設置) | 次世代省エネ基準 <sup>※2</sup> に相当する工事<br>(①開口部の断熱改修+②躯体の断熱改修) |
| ～平成3年        | 100万円/戸   | 50万円/戸   |
| 平成4年～平成28年   | 80万円/戸  | 40万円/戸   |

※1 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく省エネ基準。断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4に相当。

※2 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」で定められた住宅の省エネルギー基準において、平成11年に制定された基準。断熱等性能等級4に相当。

**本事業においては、リフォーム工事を「要件化工事」と「補助対象工事」の2種類に大別します。**

**「要件化工事」を含め、指定の「補助対象工事」に該当するリフォーム工事等が補助金の交付対象となります。**

以下の内容については「みらいエコ住宅 2026 事業」HP 内「リフォームの交付申請に向けた参考ページ集」にて、詳細をご確認いただけます。

<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/application-for-issuance/>

## ■要件化工事

本事業のリフォームでは、本事業においてあらかじめ定めた組み合わせの工事（＝要件化工事）を必ず行う必要があります。この「要件化工事」を行う居室を「トリガールーム」といいます。

### 【トリガールームの選定要件】

下記より選定要件の詳細をご確認いただけます。

<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/application-for-issuance/trigger-room.html>

本事業では、要件化工事で定められた組み合わせを満たす1つの居室<sup>※1</sup>を「トリガールーム」として選定する必要があります。「トリガールーム」の選定要件は下記の通りです。

- ① 外皮に面する開口部が1つ以上あること<sup>※2</sup>
- ② 壁または建具により仕切られた居室であること

※1 居室：居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために、継続的に使用する室  
例) 居間（リビング）、寝室、子供部屋、台所（キッチン）、書斎等

※2 トリガールームに存する全ての開口部（0.2㎡以下の開口部を除く）の改修が必要

### ●トリガールームとして認められない居室

- ×外皮に面する開口部がない居室（納戸等）
- ×外皮に面する開口部の一部のみ断熱改修した居室
- ×外皮に面する開口部について、2025年11月27日以前に断熱改修した居室
- ×壁や建具等で仕切られていない居室（空間として繋がっている場合、繋がっている範囲を1つの居室とみなします）
- ×住宅以外の用途で使用している居室

### ●トリガールームの「天井」または「床」が隣戸（隣室）<sup>※3</sup>に接している場合の取扱い

トリガールームの「天井」が上階の部屋と接している場合、または「床」が下階の部屋と接している場合、当該部位に対する「②躯体の断熱改修」は行われたものとみなすことができます。

※3 隣戸（隣室）：原則、トリガールームの上下に接する住戸等を指す

≪住宅用途における考え方の例≫

- ・トリガールーム下階が浴室、トイレ、廊下等であっても、「床」の躯体の断熱改修が行われたものとみなす
- ・トリガールーム上階が廊下を含む場合であっても、接する箇所が住宅用途のみであれば「天井」の躯体の断熱改修が行われたものとみなす
- ・トリガールームの床が車庫（外皮）に面する場合、「床」の躯体の断熱改修が行われたものとみなさない
- ・トリガールームの天井がバルコニー（外皮）に面する場合、「天井」の躯体の断熱改修が行われたものとみなさない

【要件化工事の組み合わせ】

下記より要件化工事シミュレーションが可能です。

<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/application-for-issuance/construction-simulation.html>

「要件化工事」は、「義務基準」に適合させるための組み合わせと、「次世代省エネ基準」に適合させるための組み合わせの2つの基準があります。

1. 「義務基準」適合の組み合わせ：①開口部の断熱改修＋②躯体の断熱改修＋③特定エコ住宅設備の設置

2. 「次世代省エネ基準」適合の組み合わせ：①開口部の断熱改修＋②躯体の断熱改修

|                                      |                   | ①開口部の断熱改修  | ②躯体の断熱改修  | ③特定エコ住宅設備の設置                                     |                               |
|--------------------------------------|-------------------|--|---|--|-------------------------------|
| 工<br>事<br>の<br>要<br>件                | 工事場所              | 対象住宅における1つの居室<br>(トリガールーム)   | 対象住宅における1つの居室<br>(トリガールーム)  | 対象住宅   |                               |
|                                      | 改修箇所数             | 外皮に面する全ての開口部   | 外皮に面する部位のうち、<br>「工事の組み合わせ」で指定の<br>部位数   | 以下のいずれかを改修<br>・高効率給湯器の設置：1台<br>・高効率エアコンの設置：1箇所以上 |                               |
|                                      | 改修方法              | 以下のいずれかの方法で改修<br>・ガラス交換<br>・内窓設置<br>・外窓交換<br>・ドア交換                 | 以下に区分した外皮面の部位に<br>対し、部位ごとに最低使用量以<br>上の断熱材を使用した改修<br>・外壁<br>・屋根/天井<br>・床（基礎断熱含む） | 以下のいずれかの方法で改修<br>・高効率給湯器の設置<br>・高効率エアコンの設置       |                               |
| 工<br>事<br>の<br>組<br>み<br>合<br>わ<br>せ | (1) 平成3年以前新築の住宅   |  | 改修した開口部に設置した製品の最低性能区分（熱貫流率）   | 改修が必要な部位数  | 設置する設備                        |
|                                      |                   | パターン (A)   | P (1.1W/m <sup>2</sup> ・K以下)  | 不要   | 高効率給湯器の設置<br>or<br>高効率エアコンの設置 |
|                                      |                   | パターン (B)   | S (1.5W/m <sup>2</sup> ・K以下)  | 1部位  |                               |
|                                      |                   | パターン (C)   | A (1.9W/m <sup>2</sup> ・K以下)  | 2部位  |                               |
|                                      | パターン (D)          | B (2.3W/m <sup>2</sup> ・K以下)<br>or<br>C (2.9W/m <sup>2</sup> ・K以下) | 3部位   |  |                               |
|                                      | (2) 平成4年～28年新築の住宅 | パターン (E)   | P (1.1W/m <sup>2</sup> ・K以下)  | 不要   | 高効率給湯器の設置<br>or<br>高効率エアコンの設置 |
|                                      |                   | パターン (F)   | S (1.5W/m <sup>2</sup> ・K以下)  | 不要   |                               |
|                                      |                   | パターン (G)   | A (1.9W/m <sup>2</sup> ・K以下)  | 1部位  |                               |
| パターン (H)                             |                   | B (2.3W/m <sup>2</sup> ・K以下)<br>or<br>C (2.9W/m <sup>2</sup> ・K以下) | 2部位   |  |                               |

### 【躯体の断熱改修における最低使用量】

下記より最低使用量算出が可能です。

<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/application-for-issuance/insulation-usage.html>

「要件化工事」において、「②躯体の断熱改修」を行ったものとして認められる断熱材の最低使用量は、以下の式で求めるものとします。外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、最低使用量以上の断熱材を使用する必要があります。

$$\text{断熱材最低使用量[m}^3\text{]} = \text{部位ごとの断熱材基準量[m}^3\text{]} \times \frac{\text{トリガールームの床面積[m}^2\text{]}}{\text{補助対象住宅の床面積[m}^2\text{]}}$$

戸建住宅の断熱改修 ウールブレス基準量（本書 1 ページ目「断熱材種別ランク」B・C 該当量）

|                               | 外壁  | 屋根・天井 | 床 <sup>※1</sup> |
|-------------------------------|-----|-------|-----------------|
| 戸建住宅の断熱材基準量 (m <sup>3</sup> ) | 9.7 | 9.2   | 4.4             |

※1 基礎断熱の場合の断熱材基準量は、床の断熱材基準量に 0.3 を乗じた値とする。

上記の式で求められる最低使用量に満たない躯体の断熱改修は、要件化工事に該当しません。

ただし、他の工事により要件化工事が行われている場合、最低使用量に満たない躯体の断熱改修についても、断熱材の使用量に応じて補助を受けることができます。

### ■補助対象工事

トリガールームにおいて要件化工事が実施される場合、その住宅において実施されるリフォーム工事であって、一定の条件を満たす工事のことを「補助対象工事」といいます。補助額は各「補助対象工事」に応じて定める額の合計となります。

### 【補助上限額】

下記より補助上限額（本書 2 ページ目「3. 既存住宅のリフォーム 補助上限額」）を確認できます。

<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/application-for-issuance/construction-simulation.html>

躯体の断熱改修について、過去事業では断熱材の最低使用量の基準値のみを設定し、実際の使用量に関わらず補助額は一定でしたが、本事業では、断熱材の使用量に応じて補助額を設定しています。

戸建住宅の断熱改修 ウールブレス補助額<sup>※1</sup>（下表中 B・C は本書 1 ページ目「断熱材種別ランク」を示す）

|          | 外壁 <sup>※2</sup>           | 屋根・天井  | 床                          |
|----------|----------------------------|--|----------------------------|
| 施工部位別補助額 | B・C：14,000円/m <sup>3</sup> | B：13,000円/m <sup>3</sup><br>C：14,000円/m <sup>3</sup> | B・C：25,000円/m <sup>3</sup> |

※1 補助額に端数が発生した場合、部位ごとに百円未満は切り捨てとする。

※2 部分断熱の場合は、間仕切壁を含む。なお、間仕切壁の断熱改修は、「要件化工事」における「躯体の断熱改修」には利用できない。

- ★ みらいエコ住宅 2026 事業に申請する場合は、事務局へ事業者登録を行う必要があります。  
弊社では、事業者登録についてのお問い合わせは行っていませんので、事務局へご相談下さい。
- ★ 詳しい内容はみらいエコ住宅 2026 事業事務局ホームページをご覧ください。

## みらいエコ住宅 2026 事業事務局

ナビダイヤル：0570-081-789    IP 電話等からのお問い合わせ：03-6629-1646

受付時間 9:00 ～ 17:00（土・日・祝含む）

みらいエコ住宅 2026 事業事務局 公式ホームページ：<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/>

以上